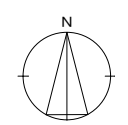
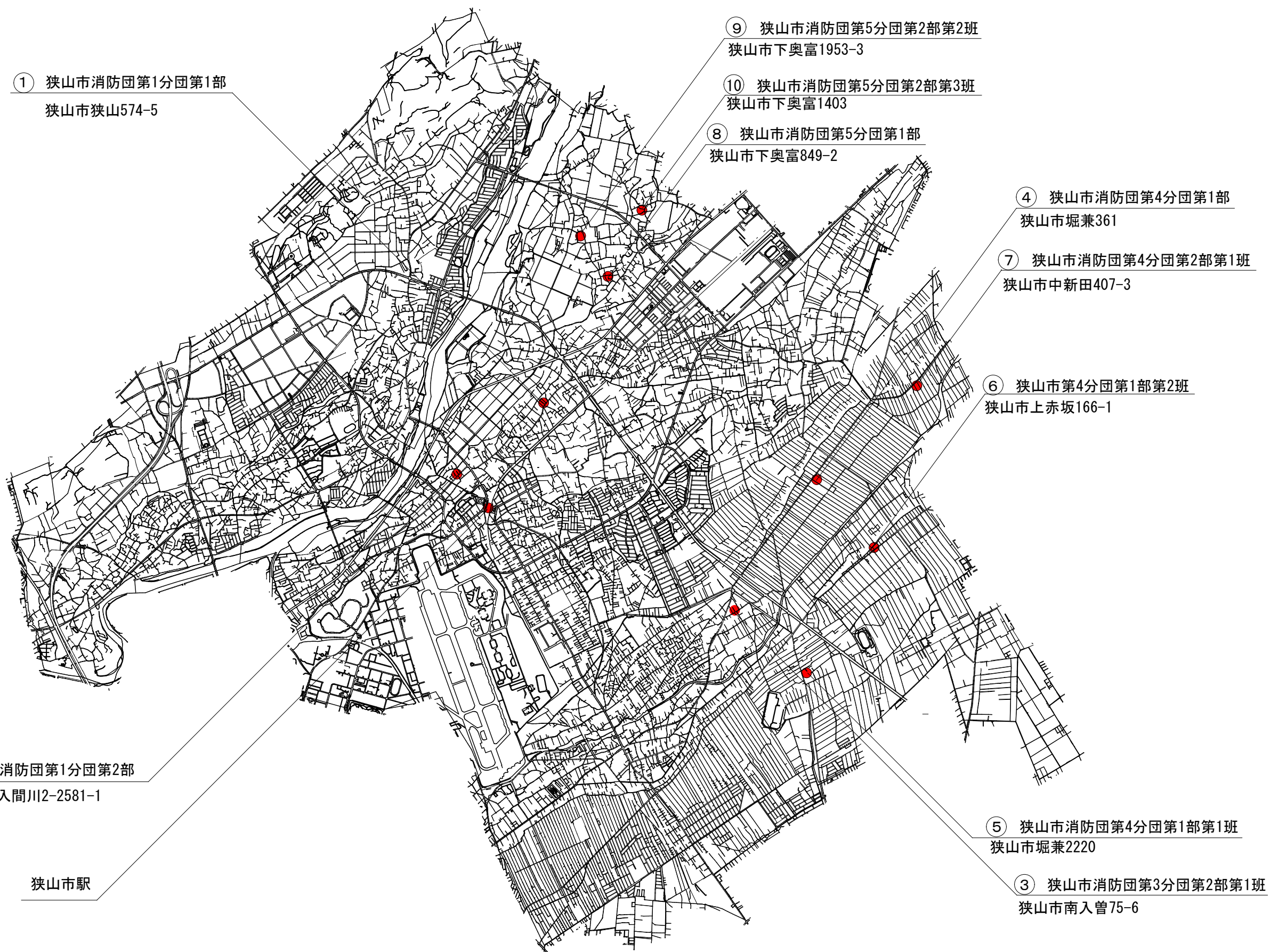
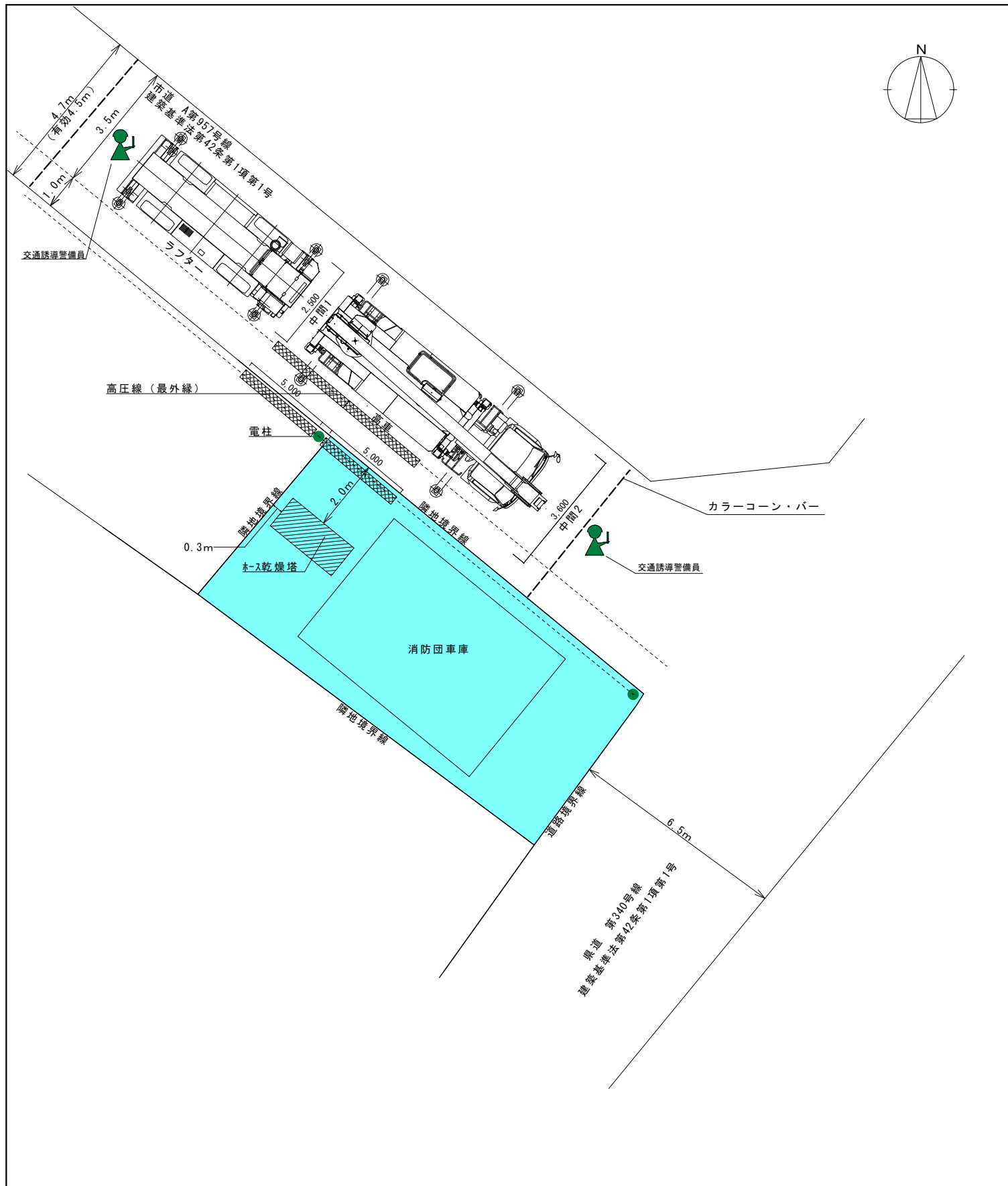


狭山市消防団ホース乾燥塔解体工事

No	図面名称	縮 尺	備 考
A-01	表紙・図面リスト	—	
A-02	特記仕様書（1）	—	
A-03	特記仕様書（2）	—	
A-04	位置図	—	
A-05	配置図（1・2）	1/100 ・ 1/200	
A-06	配置図（3・4）	1/100 ・ 1/300	
A-07	配置図（5・6）	1/150 ・ 1/200	
A-08	配置図（7・8）	1/100	
A-09	配置図（9・10）	1/100	
A-10	ホース乾燥塔解体詳細図 （第1分団第2部）	1/10 ・ 1/50	
A-11	ホース乾燥塔解体詳細図 （基礎幅2,200）	1/30 ・ 1/50	
A-12	ホース乾燥塔解体詳細図 （基礎幅2,700）	1/30 ・ 1/50	
A-13	ホース乾燥塔解体詳細図 （基礎幅3,200）	1/30 ・ 1/50	

<p>③ 特別管理産業廃棄物の処理</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・ 廃石綿等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ PCBを含む機器類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ PCB含有シーリング材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 廃油</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 廃酸/廃アルカリ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ダイオキシン類</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>処理施設 ・ 監督員と協議</p> <p>4 PCBを含む機器類 引渡しを要する機器類</p> <p>5 PCB含有シーリング材 除去処理工事 除去範囲 ※図示 撤去方法 「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会/日本シーリング材工業会）」による。</p> <p>6 ダイオキシン類 廃棄物の焼却施設の解体 解体方法 処分方法</p>	特別管理産業廃棄物の種類		備考	・ 廃石綿等			・ PCBを含む機器類			・ PCB含有シーリング材			・ 廃油			・ 廃酸/廃アルカリ			・ ダイオキシン類			<p>8 リフラクトリーセラミックファイバーの処理</p> <p>⑨ その他</p>	<p>除去処理対象物 除去対象範囲 除去方法 処分 近隣説明及び録音機への録音は受注者が行い、事前に監督員と協議をすること。 設計時に調査出来なかった部分について工事着手前に調査を行い、石綿含有が確認されなかった場合の処理についても監督員と協議すること。</p>		<p>(写真撮影) 第4条 前2条に規定する事前調査に当たっては、改ざん(修正、書き込み、削除等)の防止措置を講じたうえで写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。 第2条の一般的な事項の調査においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影するものとする。 一 四方からの外部及び屋根 二 各室 三 前条の損傷調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影するものとする。 一 調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名 二 損傷名及び損傷の程度(計測) 三 撮影年月日、写真番号及び撮影対象箇所 (事後調査における損傷調査) 第5条 事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷については、その状態及び程度を前3条(第10条第2項を除く。)の定めるところにより調査するものとする。 第3条の事前調査の調査区域外であって、事後調査の対象となったものについては、同条の事前調査における一般的な事項に準じた調査を行った上で損傷箇所を調査するものとする。 (事前調査書等の作成) 第6条 事前調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。 一 調査区域位置図 二 調査区域平面図 三 建物等調査一覧表 四 建物等調査図(平面図・立面図等) 五 建物等調査書 六 損傷調査書 七 写真台帳 (事前調査書及び図面) 第7条 前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。 一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。 二 調査区域平面図は、調査区域内の建物等の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。 イ 調査を実施した建物等については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号(同一所有者が2棟以上の建物所有している場合)を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠(外壁)を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。 ロ 縮尺は、500分の1又は、1,000分の1程度とする。 三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物について調査番号、建物番号の順に建物の所在地、所有者及び建物の概要等必要な事項を記入する。また、工作物に損傷があった場合には、建物に準じて記入する。 四 建物の建物等調査図(平面図、立面図等)は、第2条及び第3条の事前調査の結果を基に建物ごとに次により作成するものとする。 イ 建物等平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積及び各階別の面積並びにこれらの計算式を記入する。 ロ 建物等立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面(東西南北)作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。 ハ その他調査図(基礎状況、屋根状況及び展開図)は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細(スケッチ)図を作成することが適当であると認められたものについては、スケッチによる調査図を作成する。 五 工作物の建物等調査図(平面図、立面図等)は、損傷の状況及び程度より前号に準じて作成する。 六 損傷調査書は、第2条及び第3条の事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物の所在地、所有者名、各室の名称、各部上材、写真番号及び損傷の状況等を記載して作成するものとする。なお、写真番号については、次号の写真番号と合わせるものとし、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況(亀裂、沈下、傾斜等)及び程度(幅、長さ及び箇所数)を記載する。 七 写真台帳は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載し、整理するものとする。 (事後調査書等の作成) 第8条 事後調査を行ったときは、第6条の調査書及び図面を基に損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、第6条第一号及び第二号については異同を明示し、同条第三号から第七号までについては事前調査成果を転記し、前条に準じて第6条各号の調査書及び図面を作成するものとする。</p>																															
特別管理産業廃棄物の種類		備考																																																							
・ 廃石綿等																																																									
・ PCBを含む機器類																																																									
・ PCB含有シーリング材																																																									
・ 廃油																																																									
・ 廃酸/廃アルカリ																																																									
・ ダイオキシン類																																																									
<p>石綿含有建材の除去及び処理</p>	<p>① 石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。 調査範囲(図示) 貸与資料()</p> <p>2 石綿含有分析調査 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アモサイト、クリソタイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソファライト、トレモライト</p> <p>3 石綿含有濃度測定 測定時期、場所及び測定点 測定方法 測定5のみ ※α-γ能線計測器、粉じん相対湿度計(粉じん計)、繊維状粒子自動計測器(パルサー)等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定 測定5以外は下表による</p> <table border="1"> <tr> <th>測定3</th> <th>測定1, 4, 7, 9</th> <th>測定2, 6, 8, 10</th> </tr> <tr> <td>25</td> <td>25</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>※1</td> <td>※5</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>※5</td> <td>※120</td> <td>※240</td> </tr> </table> <p>4 石綿含有吹き付け材の除去(レベル1) 除去対象範囲(図示) 除去の方法 ※[9.1.3]による 除去した石綿含有吹き付け材等の飛散防止 ※密封処理 ※遮断化 ※セメント固化 除去した石綿含有吹き付け材等の処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設または無害化処理施設)</p> <p>5 石綿含有保温材等の除去(レベル2) 除去の方法 ※[9.1.4](2)～(5)による(原形のまま、手ばらしが可能な場合) 除去対象範囲(図示) [9.1.3]による(損傷、劣化等石綿粉塵を発生させるおそれがある場合) 除去対象範囲(図示) 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 ※密封処理 ※遮断化 ※セメント固化 除去した石綿含有保温材等の処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設または無害化処理施設)</p> <p>6 石綿含有成形板等の除去(レベル3) 除去対象範囲(図示) 除去した石綿含有成形板の処分 ・ 石綿含有セメントボード ※埋立処分(管理型最終処分場) ・ 石綿含有セメントボードを除く石綿含有成形板 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設または無害化処理施設)</p> <p>7 石綿含有建築用仕上材等の除去(レベル3) 除去対象範囲(図示) 着工前の試験施工(行わない) 除去工法() 除去した石綿含有建築用仕上材等の飛散防止 ※密封処理 ※遮断化 ※セメント固化 除去した石綿含有建築用仕上材等の処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設または無害化処理施設)</p>	測定3	測定1, 4, 7, 9	測定2, 6, 8, 10	25	25	47	※1	※5	※5	※5	※120	※240	<p>7 特殊な建設副産物の処理</p> <p>1 施工調査 分析調査を行う特殊な建設副産物の種類 採取する部位・箇所数 備考</p> <table border="1"> <tr> <th>部位</th> <th>箇所数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・ 図示</td> <td>・ 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 図示</td> <td>・ 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 図示</td> <td>・ 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 図示</td> <td>・ 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 図示</td> <td>・ 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 図示</td> <td>・ 箇所</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 回収及び処分 回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類 備考</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・ フロン(冷媒)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 建材用断熱材フロン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ハロン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ イオン化式感知器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 六ふっ化硫黄(SF6)ガス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ P F O S (ペルフルオロ(ポリ)エーテル)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 特定化学物質()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ その他の特殊な建設副産物()</td> <td></td> </tr> </table> <p>回収又は処分</p> <p>8 周辺建築物等調査 調査 第1条 建築物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。 第2条 事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建築物の所有者及び所有権以外の権利を有する者(以下「所有者等」という。)の立会いのうえ行い、地盤変動影響調査等仕様書で定める様式に署名・押印を求めるものとする。 第3条 前項の調査は、情報通信技術その他の先端技術を活用して行うことができるものとする。 (事前調査における一般的な事項) 第2条 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物等の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。 一 建築物の敷地ごとに建物等(工作物については主たるもの)の敷地内の位置関係 二 建物等ごとに実測による間取り平面及び立面 三 建物等の所在及び地番並びに建築年月日並びに所有者の氏名及び住所 四 その他第6条の調査書及び図面の作成に必要な事項 第4条 前項第三号の所有者の氏名及び住所が現地調査において確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書等を請求する等の方法により調査を行うものとする。 (事前調査における損傷調査) 第3条 前条の一般的な事項の調査が完了したときは、当該建築物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。 一 基礎 二 軸部 三 開口部 四 床 五 天井 六 内壁 七 外壁 八 屋根 九 水回り 十 外構 2 基礎についての調査は、次により行うものとする。 一 建築物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、当該建築物基礎の四方を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。 二 コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建築物の外周について、亀裂等の発生箇所及び状況(最大幅及び長さ)を計測する。 三 基礎のコンクリート部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況(大きさ)を計測する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 3 軸部(柱及び数階)についての調査は、次により行うものとする。 一 原則として、すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床(数階)から1メートルの高さの点とする。 三 数階の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。 四 計測の単位は、ミリメートルとする。 4 開口部(建具等)についての調査は、次により行うものとする。 一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。 二 計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。 三 建具の開閉が滑らかに行えないもの若しくは不能なもの又は施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。 四 計測の単位はミリメートルとする。 5 床についての調査は、次により行うものとする。 一 エム甲板張り等の厨室(畳敷の厨室を除く。)について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。 二 床仕上げ材に亀裂、縁切れ、剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所及び状況(最大幅、長さ又は大きさ)を計測する。 三 床、大引又は根太等材に蟻が生じているときは、その程度を調査する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏り等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。 7 内壁にちり切れ(柱及び内法材と壁との分離)が発生しているときの調査は、次により行うものとする。 一 原則として、すべてのちり切れを計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。 8 内壁に亀裂が発生しているときの調査は、次により行うものとする。 一 原則として、全ての亀裂の計測(最大幅、長さ及び岐点幅)をする。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 三 亀裂が一箇所に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏り等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。 9 外壁に亀裂等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。 一 四方の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方の最大の亀裂から2か所程度を計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。 10 屋根(庇、雨樋を含む。)に亀裂又は破損等が発生しているときの調査は、当該建築物の屋根状況図を作成し、次により行うものとする。 一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。 11 水回り(浴槽、台所、洗面所等)に亀裂、破損、漏水等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。 一 浴槽、台所、洗面所の床、壁、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときの調査は、全ての損傷について第8項に準じて行う。 二 給水、排水等の配管に蟻、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。 12 外構(テラス、コンクリート吹き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、塀壁等の屋外工作物)に損傷が発生しているときの調査は、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。</p>	部位	箇所数	備考	・ 図示	・ 箇所		・ 図示	・ 箇所		・ 図示	・ 箇所		・ 図示	・ 箇所		・ 図示	・ 箇所		・ 図示	・ 箇所		種類	備考	・ フロン(冷媒)		・ 建材用断熱材フロン		・ ハロン		・ イオン化式感知器		・ 六ふっ化硫黄(SF6)ガス		・ P F O S (ペルフルオロ(ポリ)エーテル)		・ 特定化学物質()		・ その他の特殊な建設副産物()		<p>2 調査対象範囲 対象エリア及び建物リスト等 ※図示による()</p> <p>3 個人情報の保護 この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。</p>	<p>9 ① 解体工事全般 その他</p>	<p>○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること。 ○大型レッカーを使用する場合は、必要な耐力が得られるよう必要な養生を行うこと。 ○工事中に破損した存置構造物、境界標等は必ず現状復旧すること。 ○境界杭など解体工事に伴い撤去する場合は、専門業者(土地家屋調査士)による復元すること。 ○騒音規制法、振動規制法の基準値1号及び大気規制に則って行い、下記基準値を目標に施工すること。 1. 騒音α境界付近 75 dB以下 2. 振動α境界付近 65 dB以下 3. 粉塵については散水を行い、近隣の外気中濃度 0.2 mg/m³以下 ○バケツふるいの使用はなるべく控え、振動ふるい機の使用を考慮すること。 ○土砂運搬、搬出車両の道路汚染をしないよう努めること。 ○近隣保育所の午睡の時間、学童クラブの運営時間は、騒音・振動のレベルを可能な限り抑制すること。 ○工事現場の注意事項 車道敷や傾度、ルートについては周辺に大きな影響を与えない様に適切に計画する。 住宅付近等で、アイドリリングや低速等はしないこと。 走行速度は周辺の環境を配慮して低速で走行すること。</p>	
測定3	測定1, 4, 7, 9	測定2, 6, 8, 10																																																							
25	25	47																																																							
※1	※5	※5																																																							
※5	※120	※240																																																							
部位	箇所数	備考																																																							
・ 図示	・ 箇所																																																								
・ 図示	・ 箇所																																																								
・ 図示	・ 箇所																																																								
・ 図示	・ 箇所																																																								
・ 図示	・ 箇所																																																								
・ 図示	・ 箇所																																																								
種類	備考																																																								
・ フロン(冷媒)																																																									
・ 建材用断熱材フロン																																																									
・ ハロン																																																									
・ イオン化式感知器																																																									
・ 六ふっ化硫黄(SF6)ガス																																																									
・ P F O S (ペルフルオロ(ポリ)エーテル)																																																									
・ 特定化学物質()																																																									
・ その他の特殊な建設副産物()																																																									
<p>狭山市消防団ホース乾燥塔解体工事</p>		<p>お茶の水 狭山市 総務部公共施設管理課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL: 04-2953-1111 (代) FAX: 04-2954-6262 E-mail: kokyo-mc@city.sayama.saitama.jp</p>	<p>特記仕様書(2)</p>	<p>No scale</p>	<p>A-03</p>																																																				



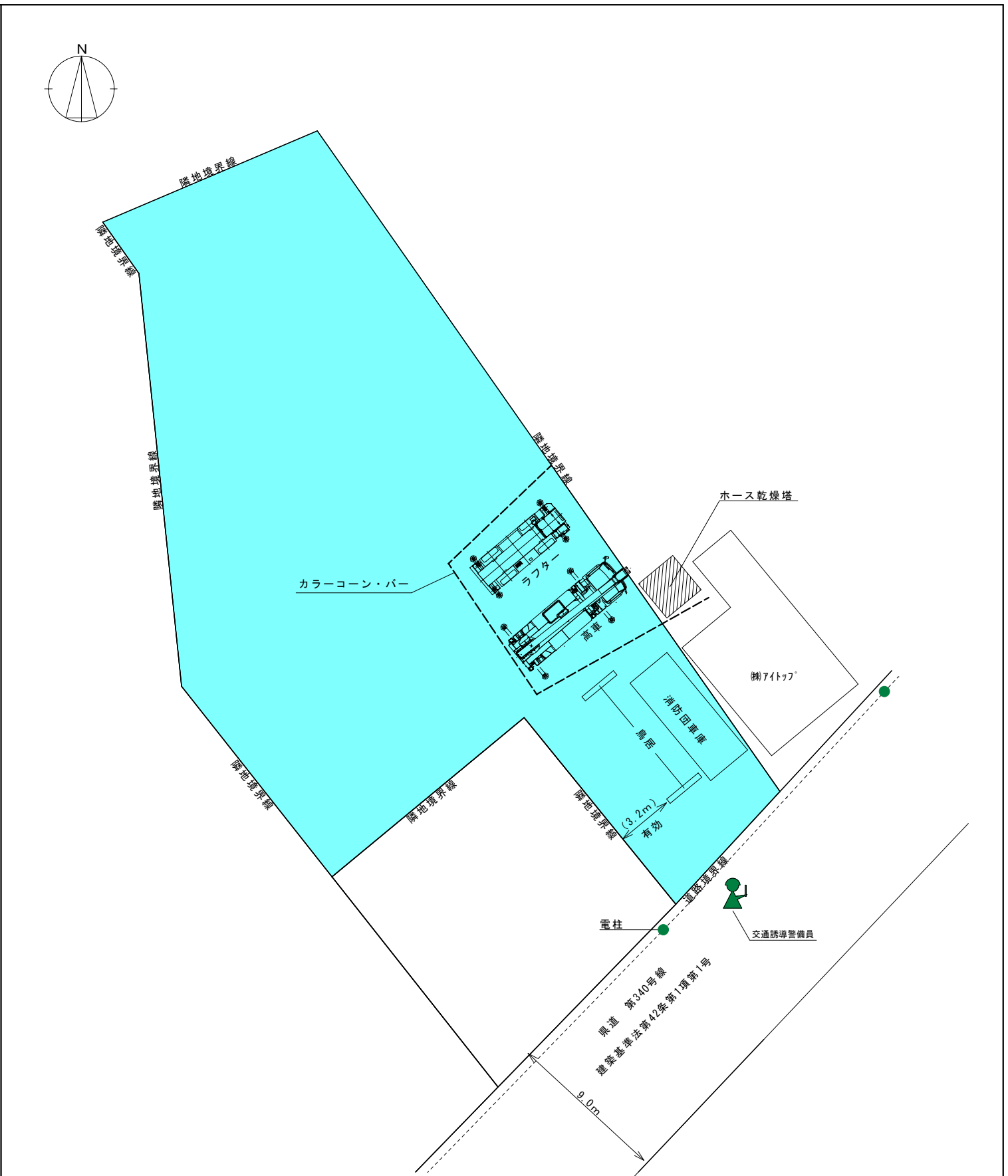


⊘ : 電線防護管を示す (高圧用・低圧用共)

ホース乾燥塔仕様	図面番号 A-11
楊重重機	参考:(株)タノヒコラス GR-120F
解体重機	参考:(株)タノスバル-イ AT-255CG

【配置図 1/100】

①狭山市消防団第1分団第1部 狭山市狭山574-5



【配置図 1/200】

②狭山市消防団第1分団第2部 狭山市入間川2-2581-1

ホース乾燥塔仕様	図面番号 A-10
楊重重機	ラフタークレーン
解体重機	高所作業車

配置図 (1・2)

1/100
1/200

A-05

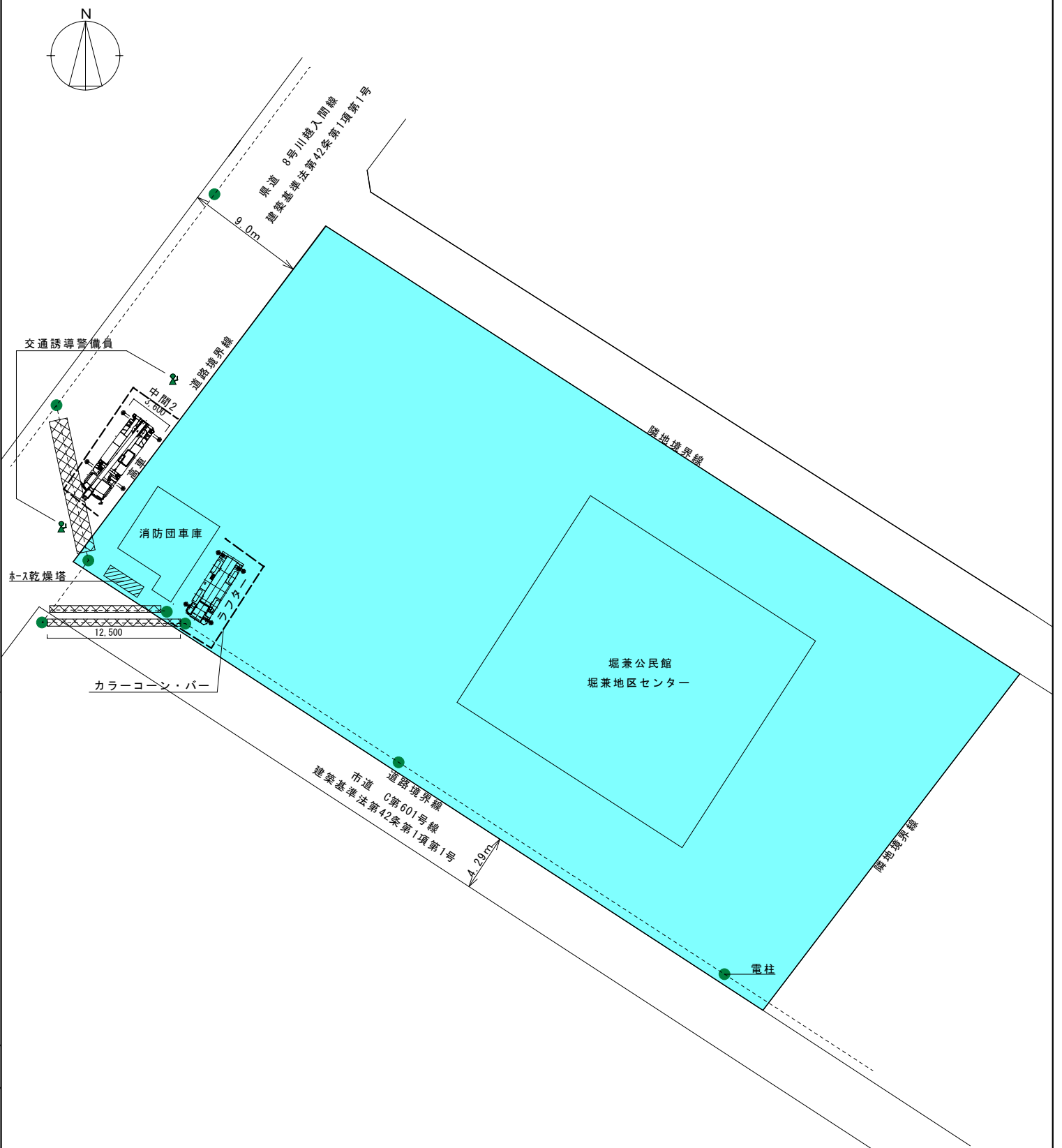


⊘: 電線防護管を示す (高圧用・低圧用共)

ホース乾燥塔仕様	図面番号 A-11
揚重重機	ラフタークレーン
解体重機	高所作業車

【配置図 1/100】

③狭山市消防団第3分団第2部第1班 狭山市南入曾75-6

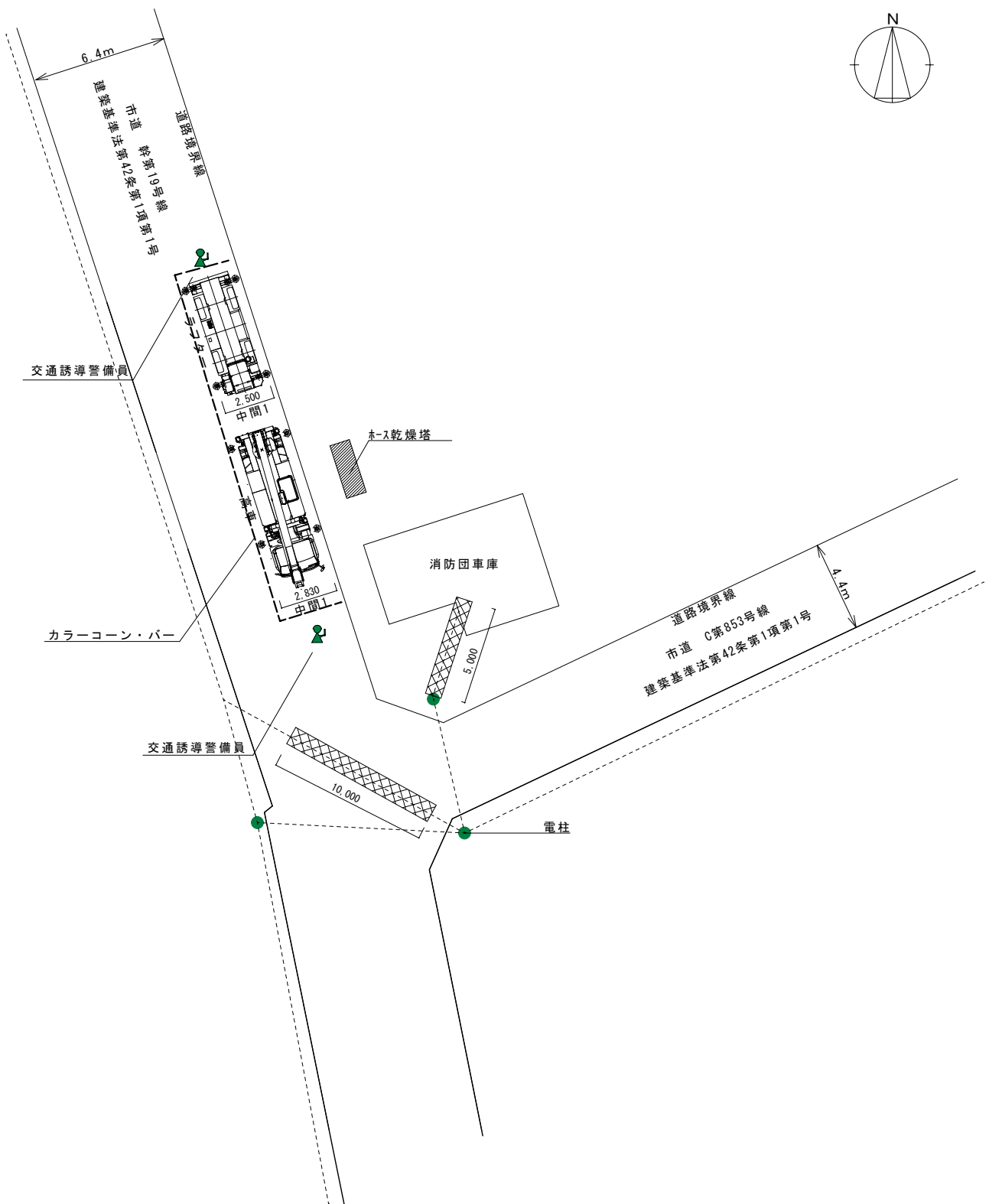


⊘: 電線防護管を示す (高圧用・低圧用共)

ホース乾燥塔仕様	図面番号 A-13
揚重重機	ラフタークレーン
解体重機	参考:(株)タノ スカイ-イ AT-255CG

【配置図 1/300】

④狭山市消防団第4分団第1部 狭山市堀兼361



⊘ : 電線防護管を示す (高圧用・低圧用共)

【配置図 1/200】

⑤ 狭山市消防団第4分団第1部第1班 狭山市堀兼2220

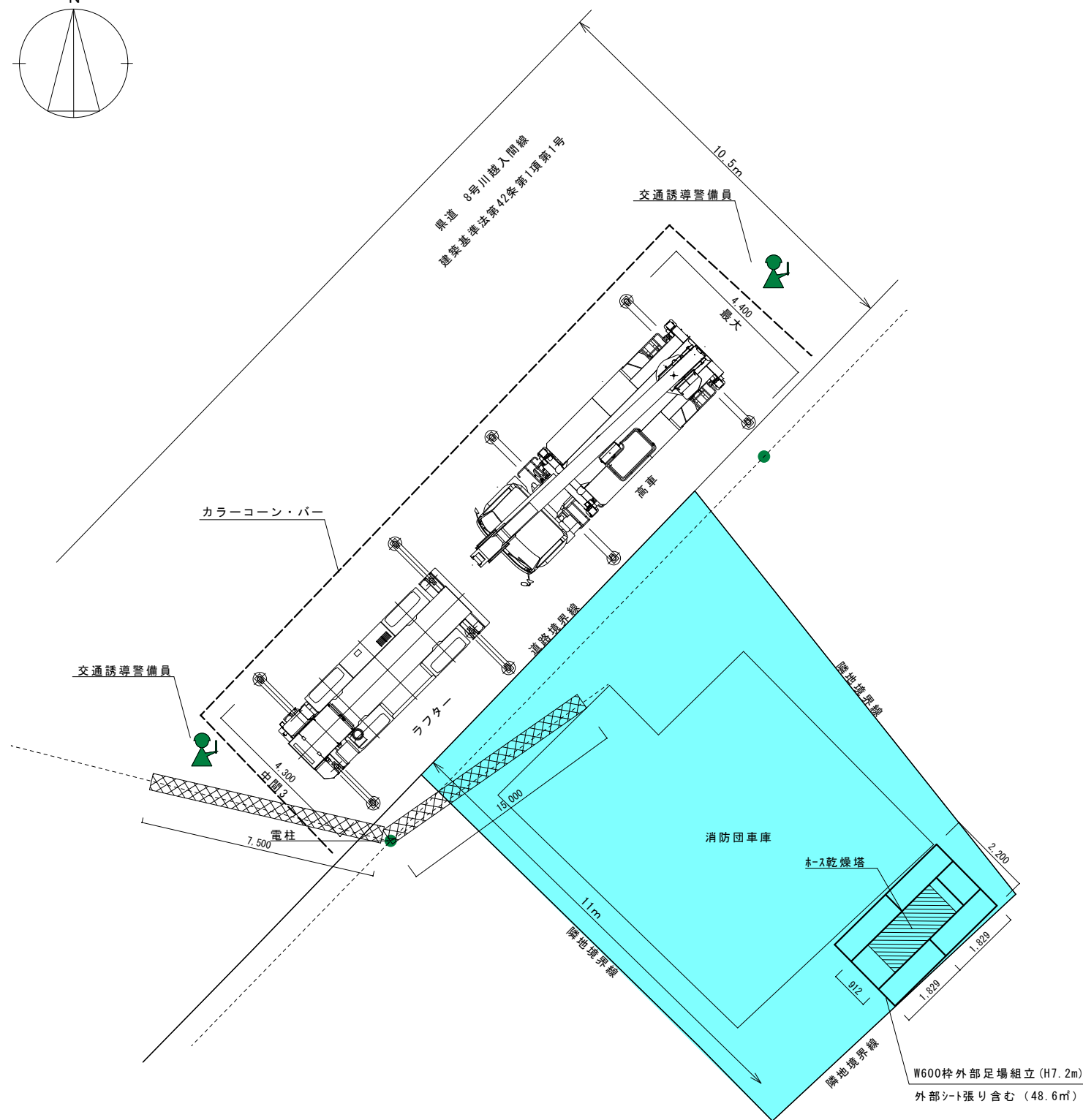
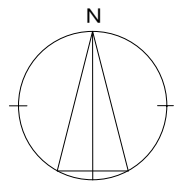
ホース乾燥塔仕様	図面番号 A-12
揚重重機	ラフタークレーン
解体重機	高所作業車



【配置図 1/150】

⑥ 狭山市第4分団第1部第2班 狭山市上赤坂166-1

ホース乾燥塔仕様	図面番号 A-12
揚重重機	ラフタークレーン
解体重機	高所作業車

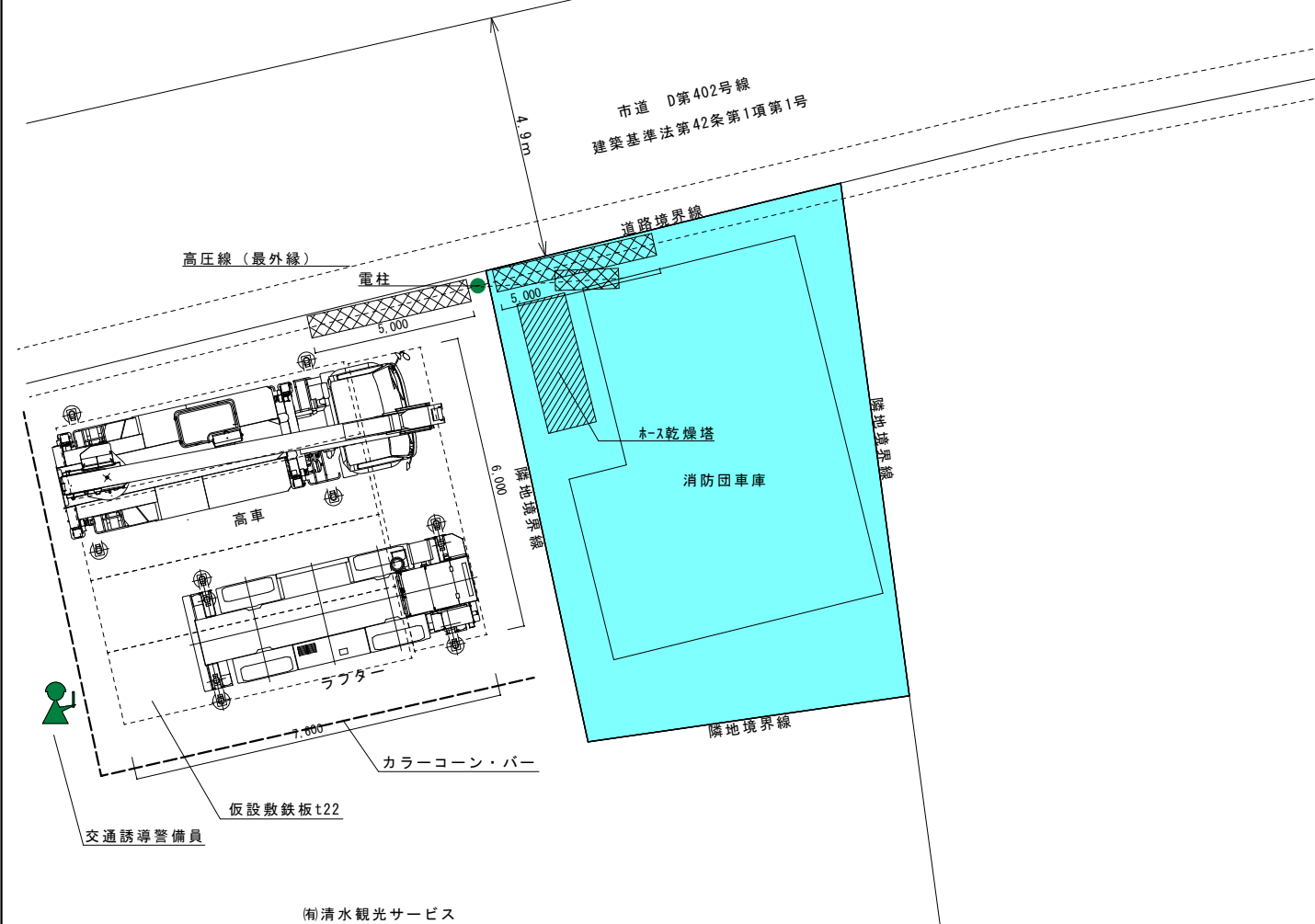
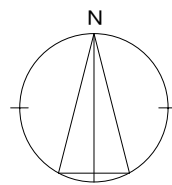


電線防護管を示す (高圧用・低圧用共)

【配置図 1/100】

⑦狭山市消防団第4分団第2部第1班 狭山市中新田407-3

ホース乾燥塔仕様	図面番号 A-11
揚重重機	参考:(株)タノヒコラス GR-120F
解体重機	参考:(株)タノスカイ-イ AT-255CG

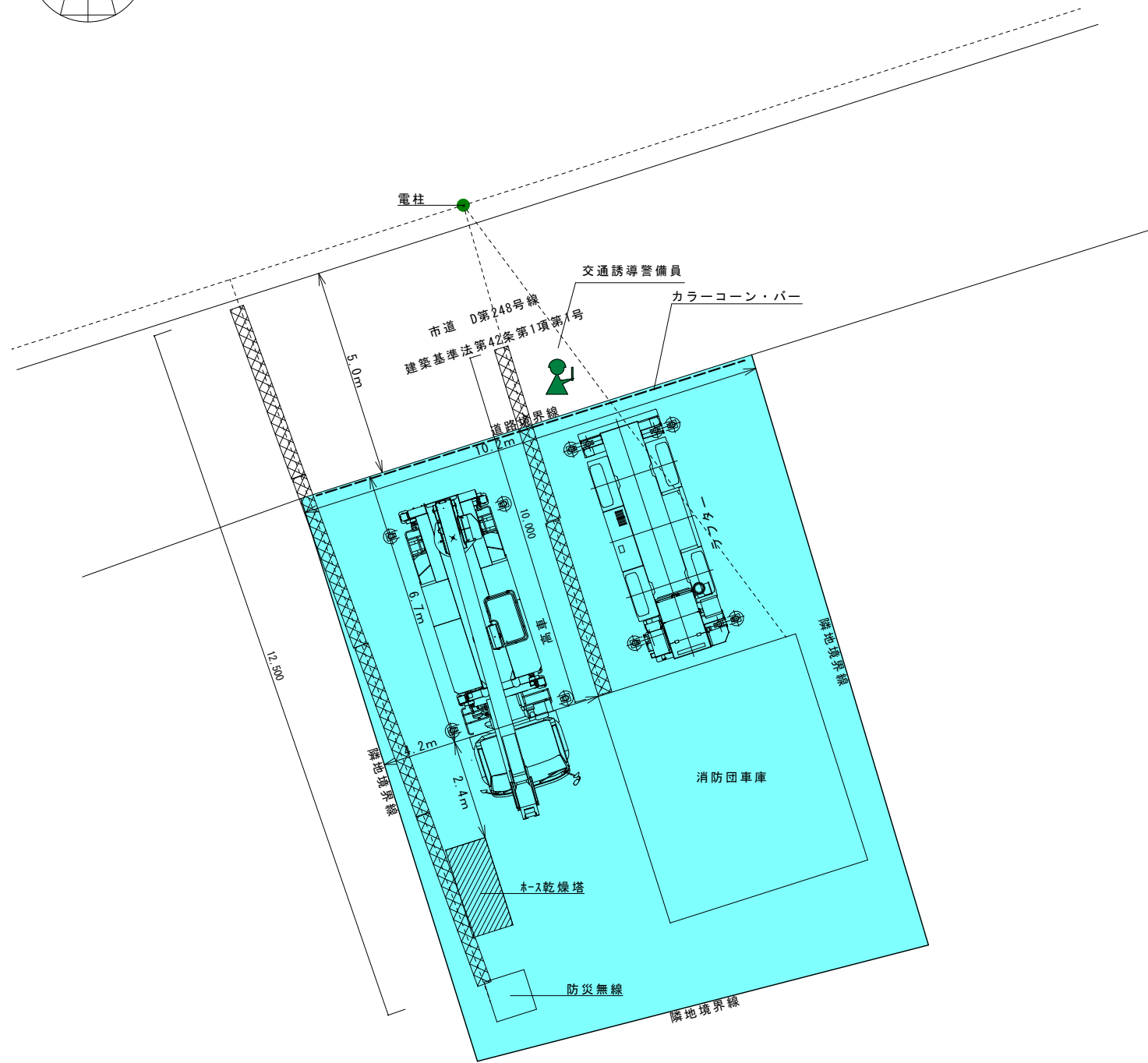
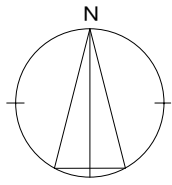


電線防護管を示す (高圧用・低圧用共)

【配置図 1/100】

⑧狭山市消防団第5分団第1部 狭山市下奥富849-2

ホース乾燥塔仕様	図面番号 A-12
揚重重機	ラフター・クレーン
解体重機	高所作業車

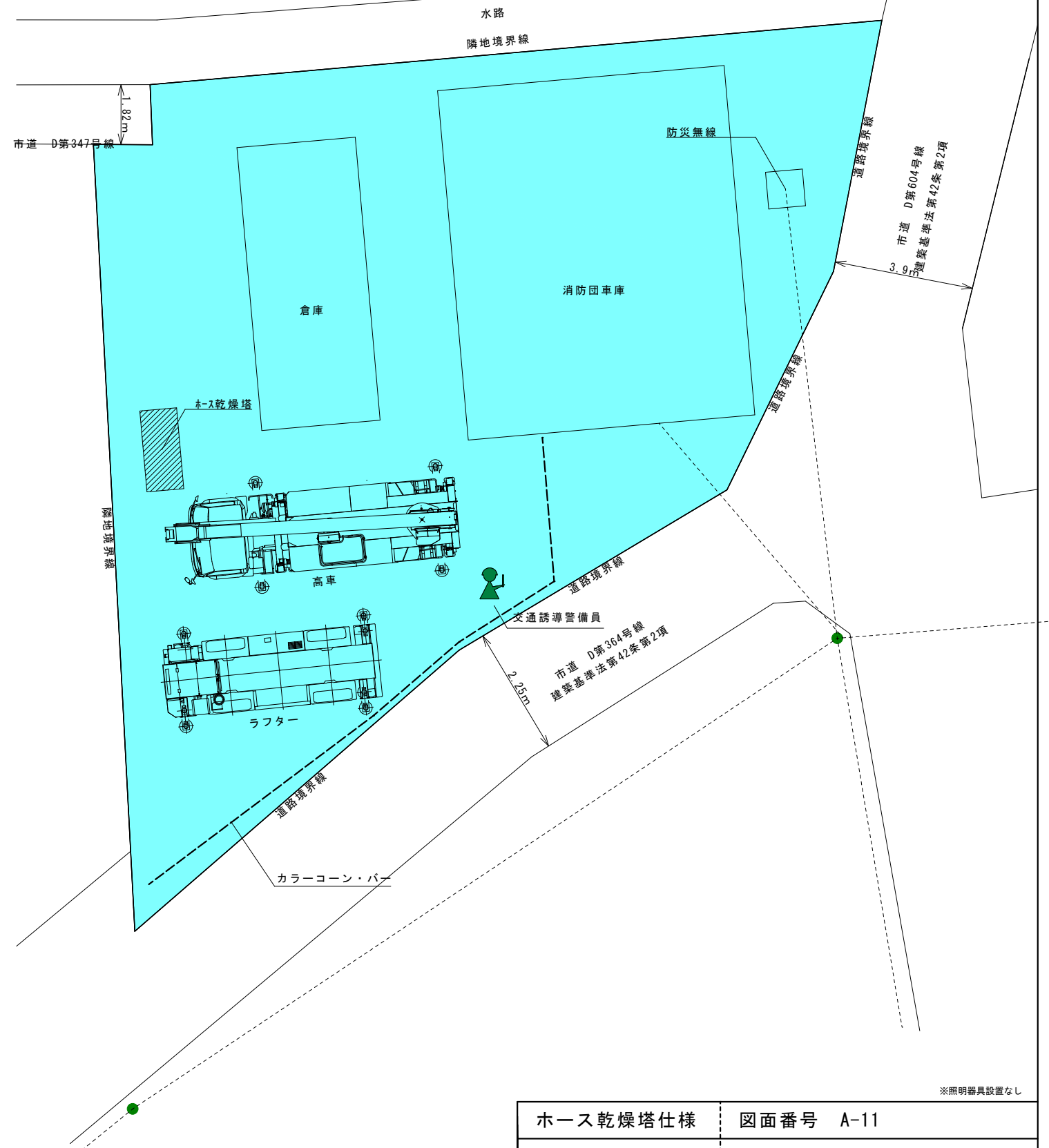
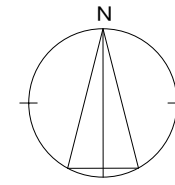


電線防護管を示す (高圧用・低圧用共)

【配置図 1/100】

⑨狭山市消防団第5分団第2部第2班 狭山市下奥富1953-3

ホース乾燥塔仕様	図面番号 A-11
揚重重機	ラフター・クレーン
解体重機	高所作業車



※照明器具設置なし

【配置図 1/100】

⑩狭山市消防団第5分団第2部第3班 狭山市下奥富1403

ホース乾燥塔仕様	図面番号 A-11
揚重重機	ラフター・クレーン
解体重機	高所作業車

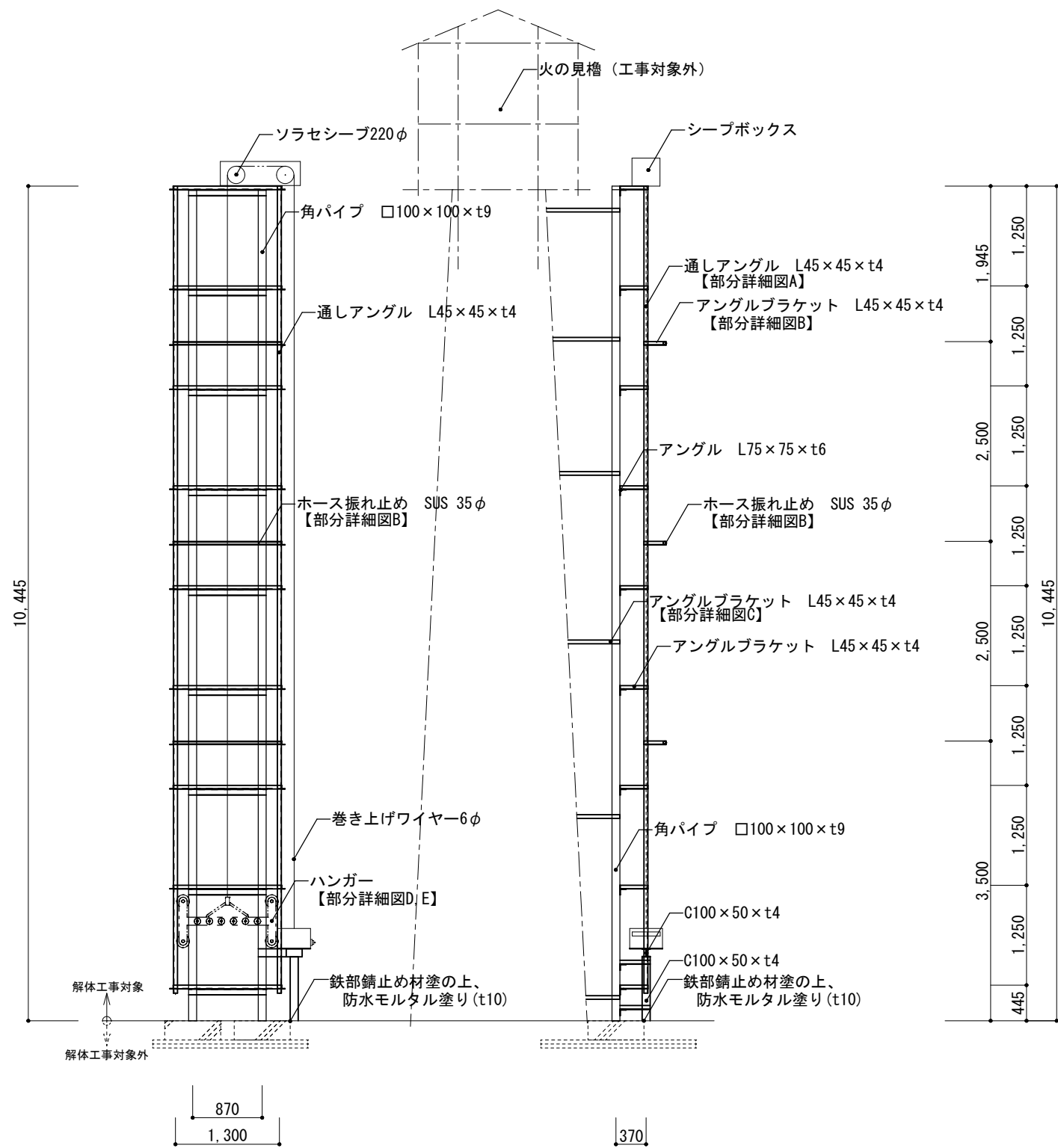
狭山市消防団ホース乾燥塔解体工事

お茶番るまち 総務部公共施設管理課
狭山市
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL: 04-2953-1111 (代) FAX: 04-2954-6262
E-mail: kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

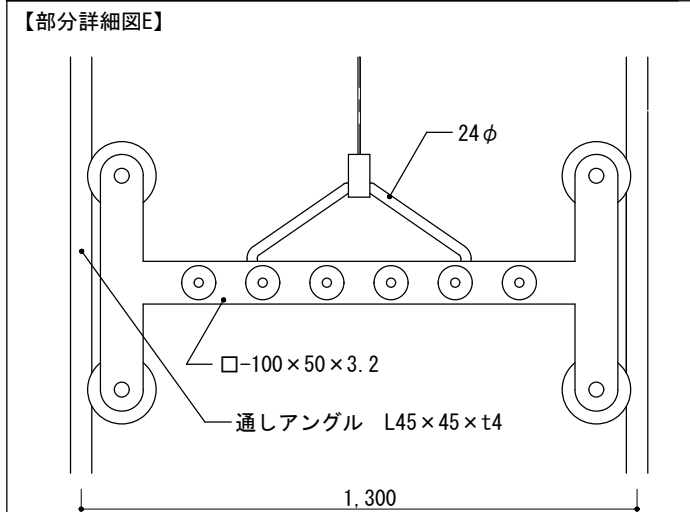
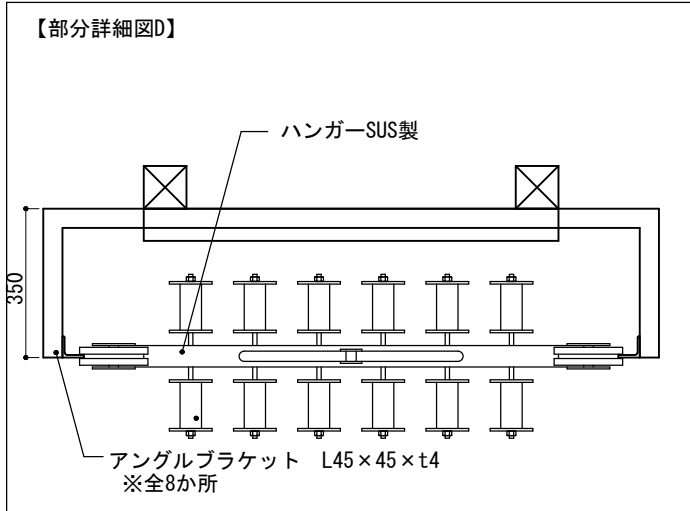
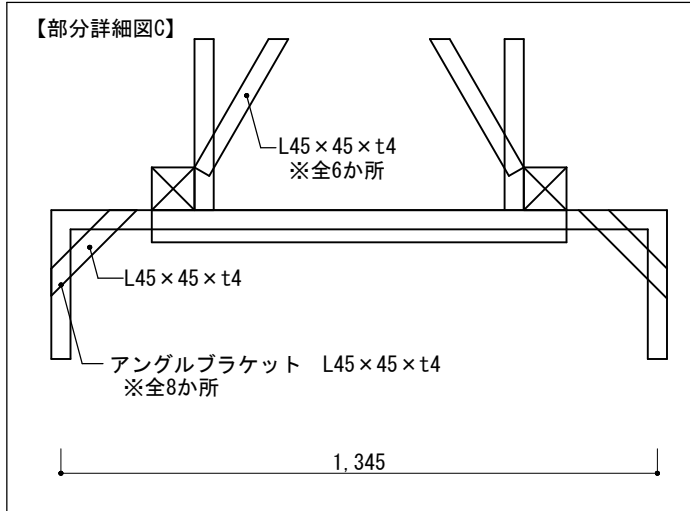
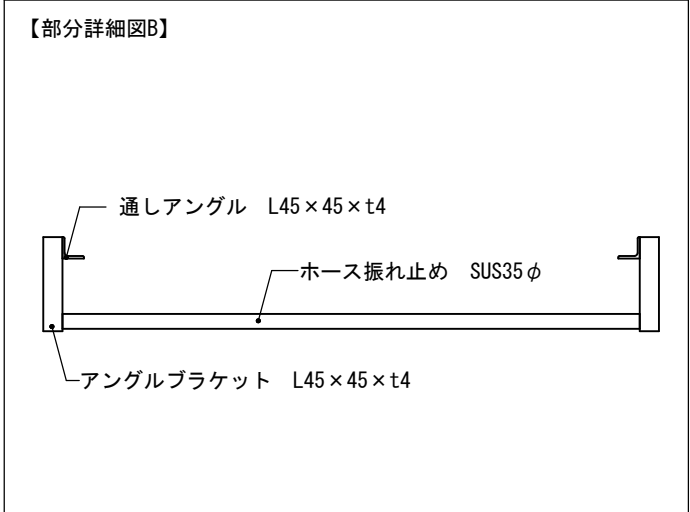
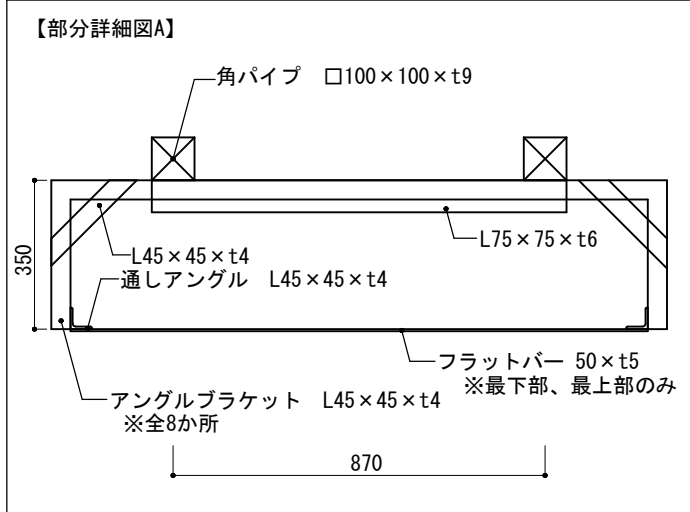
配置図 (9・10)

1/100

A-09

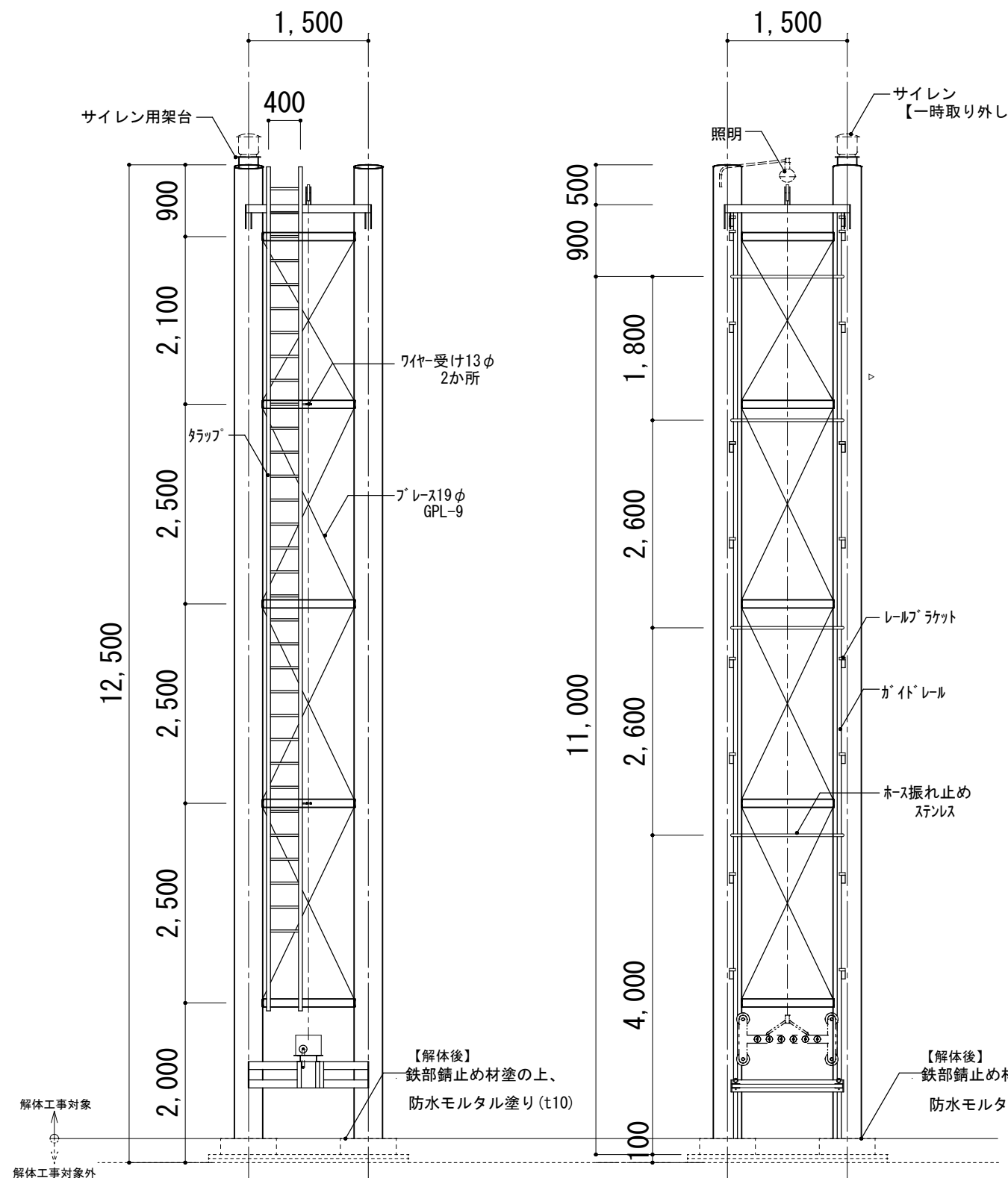


立面図 S=1/50

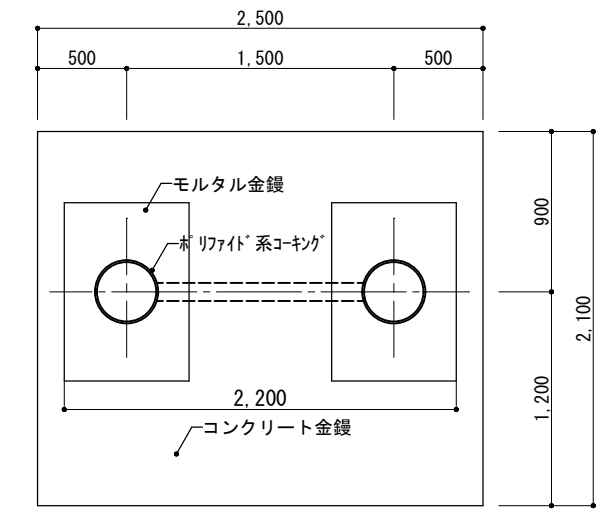


部分詳細図 S=1/10

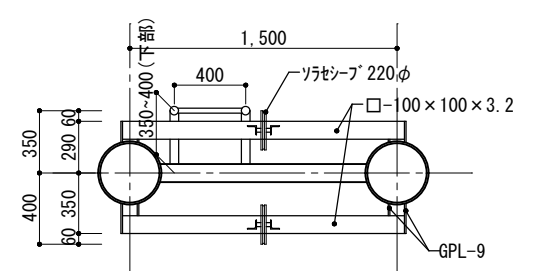
※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする



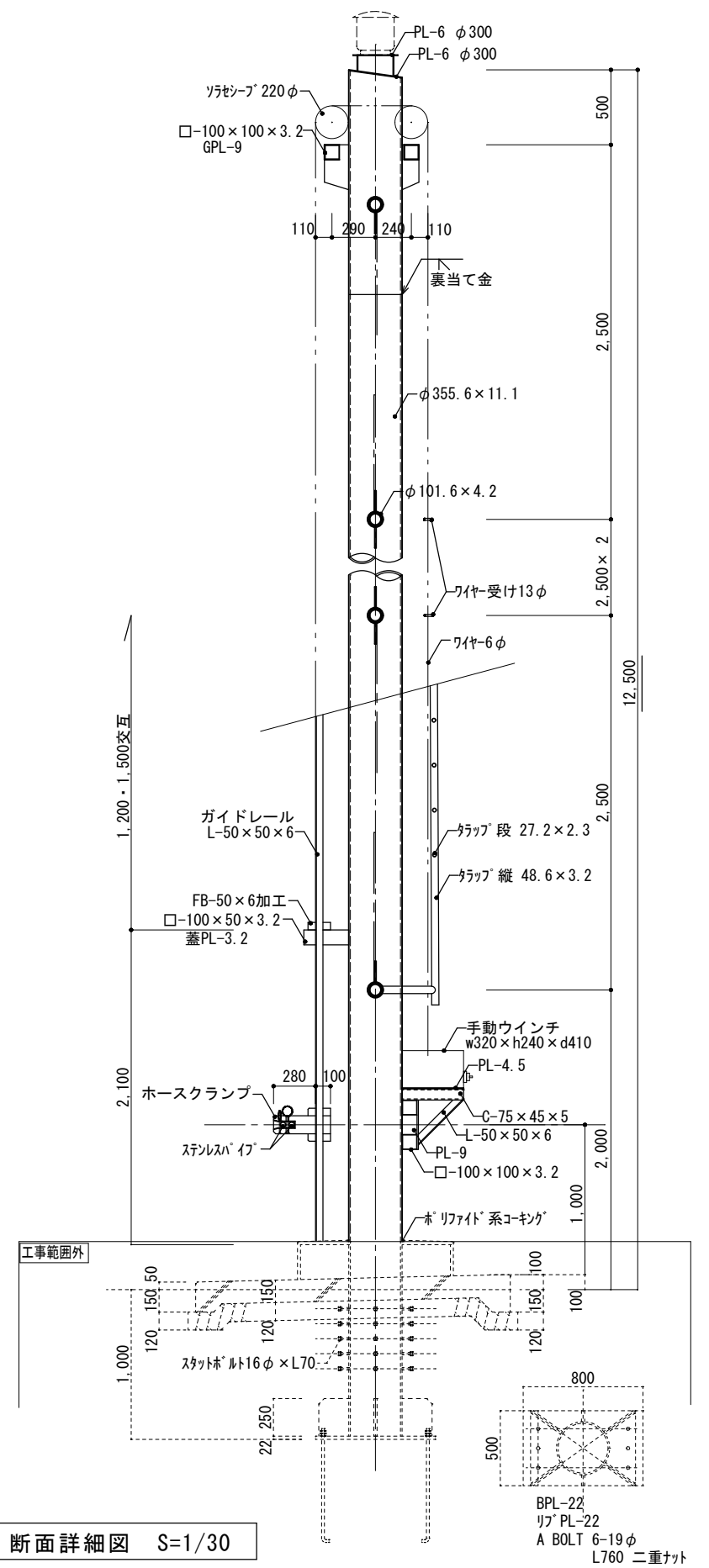
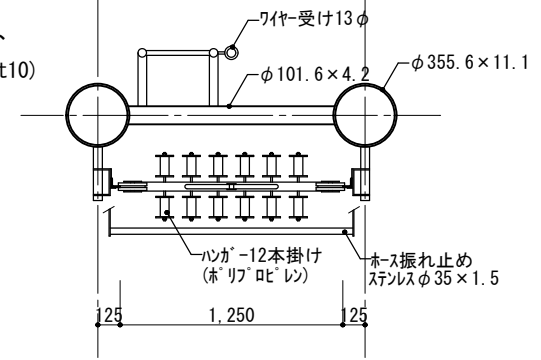
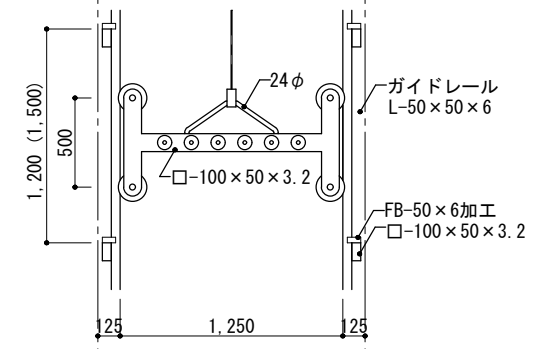
立面図 S=1/50



平面図 S=1/30

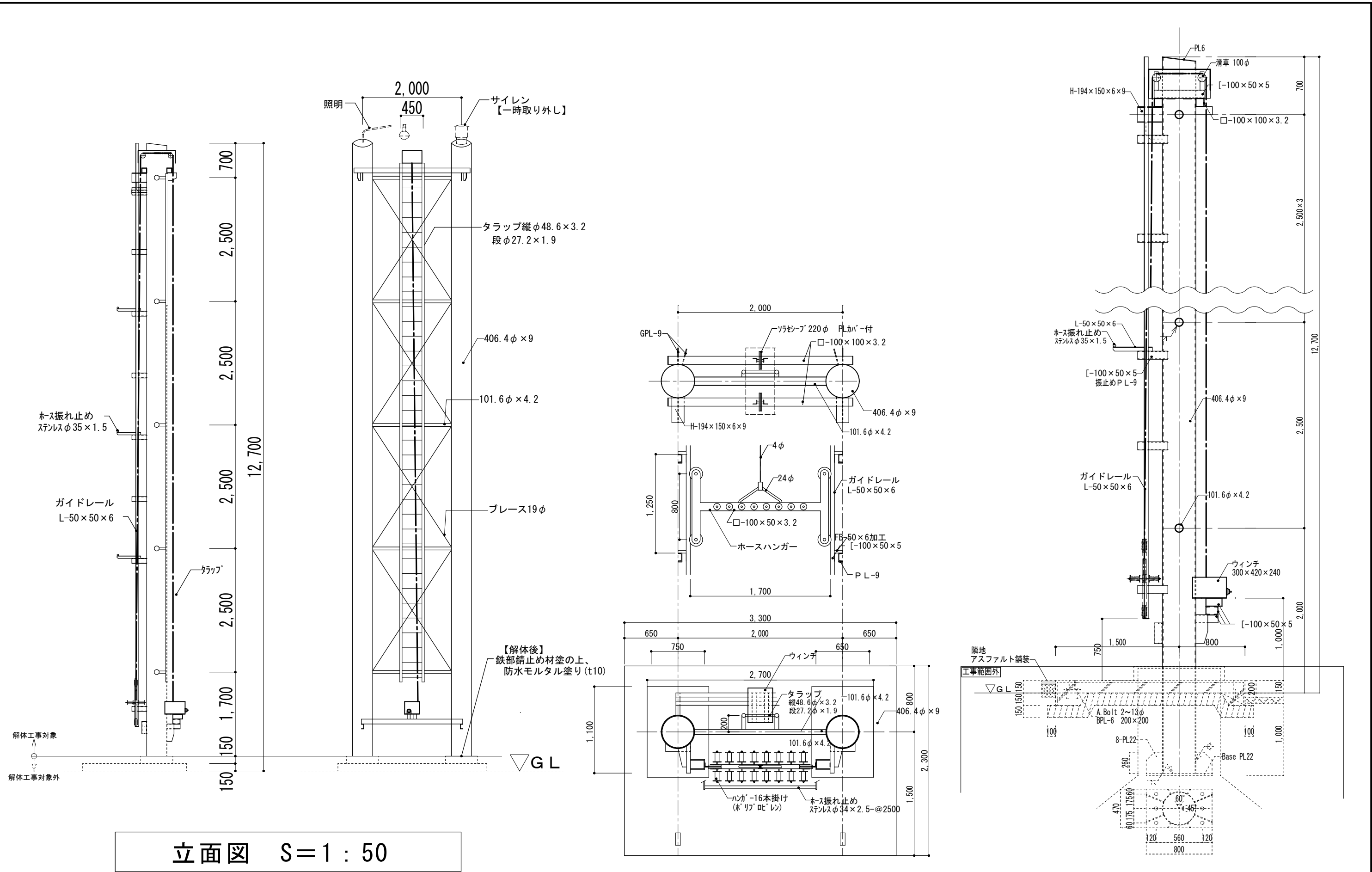


部分詳細図 S=1/30

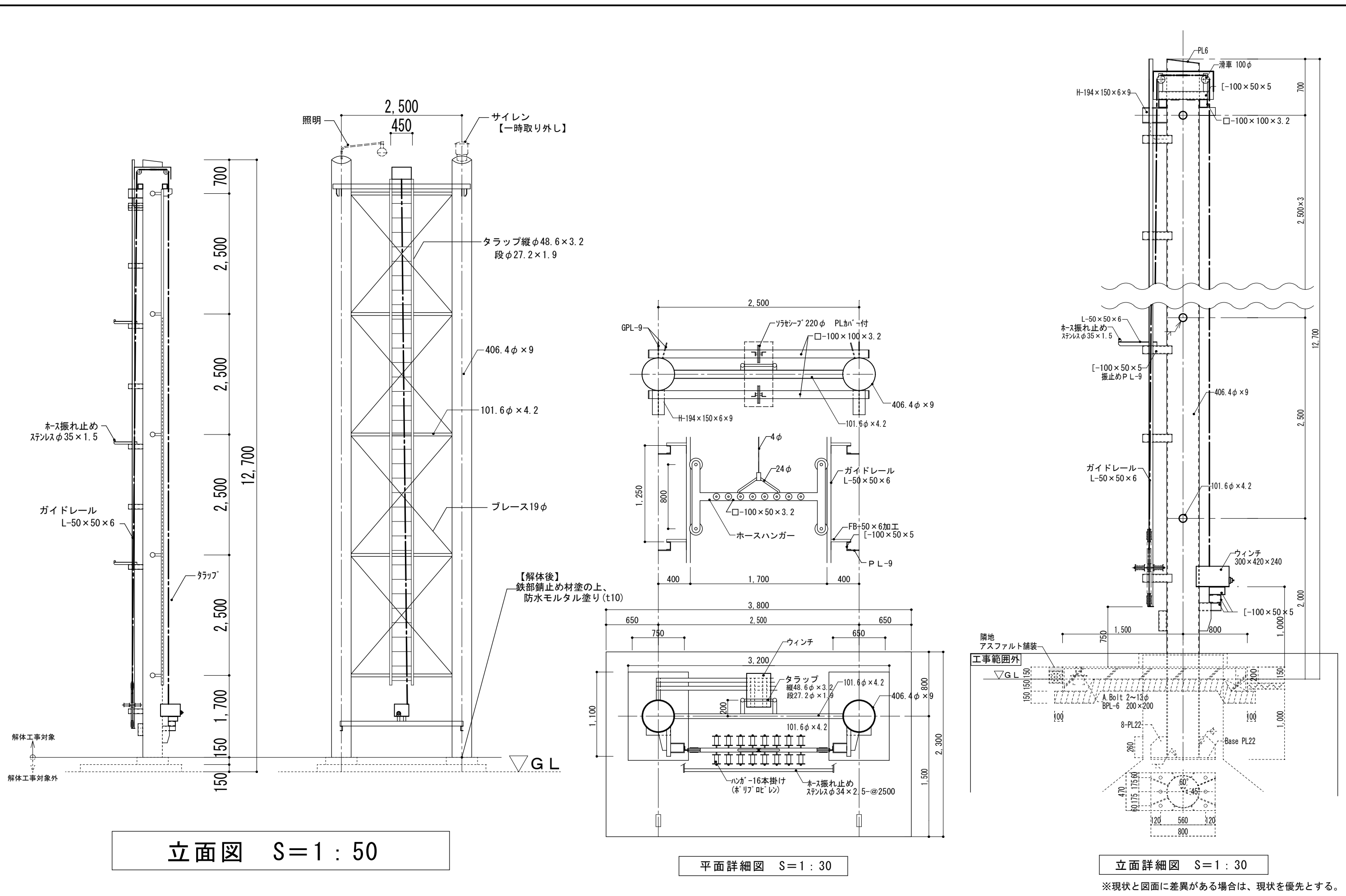


断面詳細図 S=1/30

※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする



※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。



立面図 S=1:50

平面詳細図 S=1:30

立面詳細図 S=1:30

※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。

